

## FTA 協定における地理的表示の保護内容とその国内的担保について

農林水産政策研究所企画広報室企画科長 内藤 恵久

### 1. はじめに

地理的表示 (GI : Geographical Indication) は、原産地の特徴と結びついた特有の品質や社会的評価等の特性を備えている製品について、その原産地を特定する表示であり、著名な例としては、パルマハム、シャンパン等があげられる。この地理的表示保護に関する国際的なルールとしては、TRIPS 協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) で定められたものが広く受け入れられたものとなっているが、ワイン等の地理的表示を除き、その保護水準は原産地の誤認を招く表示を禁止することにとどまっている。この保護水準について、内容の拡充に積極的な立場 (EU、スイス等) と消極的な立場 (米国、オーストラリア等) が対立しており、WTO の場で議論が行われているものの、方向性は定まっていない。このような状況もあって、EU は、FTA 協定等で地理的表示の保護の拡充を指向している。一方、米国も FTA 協定等に自国の立場を反映させようとしている。

両者の対立の背景としては、地域の特性を活かした高品質産品を保護しこれを戦略的に活用したい EU 等と、それを競争制限的なものと捉える米国等の立場の違いがある。また、特に乳製品について、旧大陸から新大陸への移民等によって、同じ名称の産品が生産されているとの事情もある。

以上のような状況の中で、我が国においては、農林水産業、農山漁村の活性化等を目的として、地理的表示の保護制度の必要性が指摘されており、制度創設に向けた検討が進められている。一方では、EU との EPA 交渉、米国を含む TPP 交渉が進められつつある。

本稿では、今後の我が国の対応について示唆を得ることを目的として、FTA 協定等における地理的表示保護の内容及びその国内的な対応等を整理、把握することとしたい。

### 2. TRIPS 協定と EU の保護規則

1 のとおり、地理的表示について国際的に広く受け入れられているルールは、TRIPS 協定で定めるものであるが、これに対して、EU 等が保護内容の拡充を主張している状況であるので、まず、TRIPS 協定の規定内容、EU における規定内容及び両者の差異を確認しておきたい。

#### (1) TRIPS 協定における地理的表示保護の概要

TRIPS 協定においては、地理的表示について、「ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又は領域内の地域若しくは地方を原産地とすることを特定する表示」と定義している (第 22 条第 1 項)。すなわち、①商品に一定の品質等の特性があり、

②その特性とその商品の地理的原産地が結びついている場合に、③その原産地を特定する表示を地理的表示と呼んでいることとなる。

保護内容については、一般の商品に関する地理的表示とぶどう酒及び蒸留酒に関する地理的表示で、保護の程度が異なる。一般の商品については、「商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用」等を禁止している。すなわち原産地の誤認を招く表示等を禁止するものであるため、真正な原産地を表示する場合（例えば「パルマハム」についての「北海道産パルマハム」）や、～様式、～風、～型等の表現を用いて表示する場合は、原則として原産地の誤認を招かず、表示が許容されると解されている。一方、ぶどう酒及び蒸留酒については、真正な原産地が表示される場合、翻訳して使用される場合、「種類」「型」「模造品」等の表現を用いる場合も、その地理的表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒等に使用することが禁止されている。原産地の誤認を招かない場合であっても、具体的には山梨産ボルドーワインやボルドー風ワインといった表示も認めないものであり、これは「追加的保護」と呼ばれている。EUは、この追加的保護の内容を、農産物・食品全般に拡大することを主張している。

## (2) EUにおける地理的表示保護の概要

EUにおいては、1992年に農産物及び食品の地理的表示保護について、EU全体に適用される仕組みが導入されている。現在の根拠となる規則は、2012年に制定された「農産物及び食品の品質制度に関する2012年11月21日の欧州議会及び理事会規則」

((R(EU)No1151/2012。以下「規則」という。))である。

保護される地理的表示としては、保護原産地呼称(PDO)と保護地理的表示(PGI)の2種類がある。PDOは、次の①から③の要件を満たす商品を特定する名称である必要がある。①特定の場所、地域、例外的に国を原産地としていること、②品質又は特徴が自然的、人的要因を備えた特定の地理的環境に専ら又は本質的に起因していること、③全ての生産工程がその地域で行われること。一方、PGIは、次の①から③の要件を満たす商品を特定する名称である必要がある。①特定の場所、地域、例外的に国を原産地としていること、②その地理的原産地に本質的に起因する固有の品質、評判その他の特徴を有していること、③生産工程のいずれかがその地域で行われること。要件を比較すると、①の要件は同一であるが、②の地域とのつながりの程度(PDOの方がつながりが深い)、③のその地域で行われる生産工程(PDOでは原料もその地域産であることが必要)に違いが見られる。

保護内容については、PDOもPGIも同内容である。すなわち、①登録の対象とされていない商品について登録名称を直接又は間接に業として使用すること(類似商品への使用又は登録名称の評判の不当な利用になる場合)、②名称の悪用、模倣、想起(真の生産地が示されている場合、登録名称が翻訳されている場合、「style」、「type」、「imitation」等の表現が添えられている場合も同様)等が禁止される。類似商品以外であっても評判の不当な利用にな

2 (6)

る場合(シャンパンの評判を悪用して名称を香水に利用したような場合)や、名称の類似性等により登録名称を想起させる場合なども保護内容に含まれており、TRIPS 協定の追加的保護に比べてさらに手厚い保護となっている。この保護内容のうち、評判の不当な利用や想起 (evocation) については、どこまでが保護内容に該当するか、外縁部がわかりにくいという面がある。この想起に関しては、具体例として、「パルメザン」の使用が「パルミジャーノ・レッジャーノ」を想起させ、EU の規則に抵触するとした欧州司法裁判所の判断がある(2008年2月)。

なお、パルミジャーノ・レッジャーノについては、「パルメザン」が「パルミジャーノ」、「パルミジャーノ・レッジャーノ」の翻訳に該当するか、「パルメザン」は一般名称か否か、「パルミジャーノ・レッジャーノ」が登録されているときに「パルミジャーノ/パルメザン」単独の名称に保護が及ぶか(複合名称の問題)など、問題になる点が多い。

EU の地理的表示保護の特徴として、品質管理の仕組みがあげられる。具体的には、地理的表示の登録に際して、生産地、品質、生産基準等を定めた明細書が定められ、この明細書に適合する商品についてのみ、登録名称の使用が認められる。明細書の適合については、管理当局又は管理当局から権限の委任を受けた第三者機関が、基準適合をチェックすることによって担保されている。

(EU の地理的表示保護の詳細については、本研究 2012 年度報告書や内藤恵久(2013)「地理的表示の保護について」『農林水産政策研究』第 20 号も参照されたい。)

(3) TRIPS 協定と EU の保護規則との比較

地理的表示保護に関して、TRIPS 協定と EU 規則を比較すると、まず保護水準の違いが挙げられる。EU 規則の保護では、TRIPS 協定の追加的保護が農産物・食品にも拡張されていることに加え、これを超える部分(想起等)が存在する。非常に手厚い保護内容といえよう。

表 1 TRIPS 協定と EU の保護規則との関係(保護水準)

保護内容	ぶどう酒、蒸留酒	農産物、食品	その他商品
登録産品以外への使用、悪用・模倣・想起等(下記以外)	EU 規則 R(EC) 479/2008 第 45 条 EU 規則 R(EC) 110/2008 第 16 条	EU 規則 R(EC) 1151/2012 第 13 条	
真正の原産地が表示される場合、翻訳、種類・型・様式等の表現を伴う場合(追加的保護)	TRIPS 協定第 23 条 EU 規則 R(EC) 479/2008 第 45 条 EU 規則 R(EC) 110/2008 第 16 条	EU 規則 R(EC) 1151/2012 第 13 条	

地理的原産地について公衆を誤認させるような表示、示唆	TRIPS 協定第 22 条 EU 規則 R(EC) 479/2008 第 45 条 EU 規則 R(EC) 110/2008 第 16 条	TRIPS 協定第 22 条 EU 規則 R(EC) 1151/2012 第 13 条	TRIPS 協定第 22 条
----------------------------	--	---	----------------

(注)濃い色の部分は、TRIPS 協定、EU 規則が共通して対応している部分

次に、先行商標との関係が違いとして挙げられる。TRIPS 協定においては、先行する商法の適格性、有効性又は商標を利用する権利は害されないと規定されている(同協定第 24 条第 5 項)。ただし、WTO のパネル報告 (DS174) によれば、この規定は地理的表示の使用を防止する権利までを意味するものではないとされており、TRIPS 協定では先行商標がある場合の地理的表示の可否について明確に定められていないと解される。一方、EU 規則においては、先行商標等の評判等から商品の同一性について誤認を招く場合は登録不可とされている。逆に言えば同一性に誤認を招かなければ、先行商標があっても地理的表示の登録が可能であり、商標と地理的表示の併存があり得ることとなる。この場合、商標権者は商標の継続使用が可能だが、地理的表示は商標権者の許諾なく使用が可能である。この EU の仕組みについて、前記パネル報告では、TRIPS 協定第 17 条により、商標の権利を一部制限することは可能であり、TRIPS 協定に違反しないとしている。

表 2 TRIPS 協定と EU の保護規則との関係(商標)

	TRIPS 協定	EU 規則	備考
先行商標がある場合	商標の適格性、有効性又は商標を利用する権利は害されない (第 24 条第 5 項)	商標の評判等から商品の同一性について消費者の誤認を招く場合は登録不可(第 6 条第 4 項) → <u>併存があり得る</u> 商標と地理的表示が <u>併存した場合</u> 、 <u>商標の継続使用が可能</u> だが (第 14 条第 2 項)、地理的表示は商標権者の許諾なく使用可能	パネル報告(DS174)によれば、TRIPS 協定第 24 条は地理的表示について商標の排他的権利を及ぼすことまでを求めたものではなく、同協定第 17 条により商標の権利を一部制限して商標権者の許諾なく地理的表示の使用を認めることは可能 ( <u>EU 規則は TRIPS 協定に違反しない</u> )
地理的表示が先行する場合	地理的表示に係る領域を原産地としない商品についての商標は登録不可 (※) (第 22 条第 3 項、第 23 条第 2 項)	地理的表示の保護内容に抵触する商標は登録不可 (第 14 条第 1 項)	地理的表示が先行する場合は、先行優先の原則

(※) 一般の商品については、原産地の誤認を招く商標であることが要件

このほか、TRIPS 協定と EU 規則の規定内容に大きな差はないが、具体的な事例の当てはめに当たって問題が生じるものがある。まず、一般名称の扱いについては、TRIPS 協定及び EU 規則とも、保護しない(保護しなくとも良い)との扱いである。ただし、具体的にどのような名称を一般名称とするかで問題が生じる。たとえば、フェタ(ギリシャのチーズの地理的表示)は、EU で PDO として登録されているが、米国等の関係者は一般名称と主張している。また、地理的な名称を含まない非地理的な名称については、TRIPS 協定及び EU 規則とも、地理的表示としての保護を排除していない。しかし、非地理的な名称であるフェタを巡っては、地理的表示としての保護に米国等の関係者から不満の声がある。

表 3 TRIPS 協定と EU の保護規則との関係(その他)

	TRIPS 協定	EU 規則	備 考
一般名称の扱い	一般名称として使用されている用語については、地理的表示の保護を及ぼすことは要求されない(第 24 条第 4 項)	一般名称の使用には、保護の効力は及ばない(第 13 条第 1 項)	EU では、チーズに関し、カマンベール、ブリー、エダム、ゴーダ、チェダー、エメンタールは一般名称として扱われている。フェタは GI として登録(※1)
非地理的な名称の扱い	定義上「ある商品について、・・・(ある地域を)原産地とすることを特定する表示」とされており、必ずしも地名を含むことは要件とされていない	原産地に起因する特徴を有する等一定の要件を満たす商品を特定する名称(非地理的な名称も含まれる)(※2)	EU での GI 登録の具体例としては、フェタ(チーズ)がある。

(※1) フェタは、一般名称であるとのドイツ等の提訴を受け、一度登録が取り消されたが、再登録され、欧州司法裁判所で GI の要件を満たすと確認された。

(※2) 2012 年の規則改正前は、地名を原則としつつ非地理的な名称も GI に含まれることが明記されていたが、改正により、地名であることの要件がなくなっている。

#### (4) 保護水準等に対する米国等の考え方

EU 等が主張する地理的表示保護の拡充に対する米国等の考え方を見ておくと、WTO の場で米国は、追加的保護の範囲の拡充は不要であり、地理的表示は証明商標で保護可能と主張している。この証明商標による保護であっても、現在の TRIPS 協定の原産地の誤認を招く表示の禁止よりは手厚い保護となると考えられる。ただ、保護の内容は混同錯誤を生じさせるような商標使用の禁止であり、保護範囲はある程度限定的である。また、商標の枠内での保護であり、先行商標との関係も、先行優先の原則で処理されることとなる。

## 2 (6)

我が国での地理的表示保護のあり方を検討するため設置された地理的表示保護制度研究会で表明された、米国、オーストラリアの生産者団体の意見を見ると、①一般名称は保護しない(一般名称か否かは、コーデックス規格、世界での生産量・貿易量等を基に判断。具体的には、チェダー、パルメザン、プロヴォローネ、フェタ、アジアーゴ等は一般名称)、②地名を含む複合名称のみを保護する、③保護名称(及びその音訳)のみを保護し、名称の一部や派生語・翻訳は保護しない、④異議申立手続の整備、⑤商標との関係は先願主義とすべき、等が主張されている。

### 3. EU・韓国、米国・韓国 FTA 協定に見る GI 保護の内容とその国内的担保

次に、地理的表示保護について立場の大きく異なる EU 及び米国双方と FTA 協定を結んでいる韓国について、それぞれの FTA 協定で定められた地理的表示保護の内容を分析するとともに、その内容が韓国国内法でどのように担保されているかを整理したい。

#### (1) EU・韓国 FTA 協定における地理的表示保護の取扱い

EU・韓国 FTA 協定においては、各々の地理的表示保護法（EU 規則及び韓国の農産物品質管理法）が、一定の要素を満たす地理的表示の登録、管理及び保護の制度であると認め合っている(第 10.8)。一定の要素としては、①保護される地理的表示の登録リストの仕組み、②保護要件を行政的に確認する仕組み、③行政の関与の下での製品の明細書の作成、変更、④登録名称を、明細書に適合する製品を取り扱う全ての事業者が使用できる定め、⑤その名称の従来からの使用者の利益が考慮されることを保証する異議申立手続、等が挙げられている。

しかしながら、実際の保護については、相手国の地理的表示保護法による登録手続という仕組みをとらず、保護する名称を協定の別表で特定し、保護内容も協定に規定するという形をとっている。別表で特定された名称は、農産物・食品について、EU のもの 60、韓国のも 63、ぶどう酒、蒸留酒、芳香ワインについて、EU のもの 102、韓国のも 1 となっている。保護水準としては、TRIPS 協定の追加的保護の内容を農産物・食品にも拡張した内容となっており(第 10.21 第 1 項)、EU 規則にある追加的保護の内容を超える内容(想起等)は規定されていない。

先行商標との関係は、地理的表示保護の前に出願等された商標については、その継続使用が認められるとの規定になっている(第 10.21 第 5 項)。継続使用が認められるとの規定ぶりは、EU 規則と同様であるが、EU 規則のように商標との併存があり得ることが明示される規定とはなっていない。

なお、保護の実施は、締約国が公的当局の適切な介入により自ら主導して行うこととされている(第 10.22)。

表 4 EU・韓国の規定内容の比較

	TRIPS 協定	EU 規則	EU・韓国 FTA 協定	韓国 GI 法
保護内容	地理的原産地について公衆を誤認させるような表示等の禁止に加え、ぶどう酒等については追加的保護	農産物・食品についても <u>追加的保護</u> <u>想起等も対象</u>	農産物・食品についても <u>追加的保護</u>	同一・類似の商品に関する、同一・類似の地理的表示の使用禁止等(商標と類似の規定ぶり)
先行商標との関係	商標の適格性、有効性又は商標を利用する権利は害されない	商品の同一性について誤認を招く場合は登録不可(商標と地理的表示の併存があり得る) 地理的表示の保護の前に出願等された商標については、その <u>継続使用</u> が認められる(商標と地理的表示の併存)	地理的表示の保護の前に出願等された商標については、その <u>継続使用</u> が認められる(継続使用については EU 規則と同様の規定ぶり)	先願の商標がある場合、地理的表示の登録は受けられない(併存なし)

(参考)韓国における地理的表示保護に関する国内制度

- ① 農水産物品質管理法 (GI 保護に関する特別の法制度) に基づく地理的表示の登録制度
  - ・ 地理的表示の定義:農林水産物・加工品の名声、品質、その他の特徴が本質的に当該地域の地理的特性に起因する場合、当該農林水産物・加工品が、その地域で、生産・製造及び加工されたことを示す表示 (EU 規則上の PDO に類似)
  - ・ 登録申請時に、生産基準、品質基準、品質管理の方法等を定めて申請。要件遵守のコントロールは、一義的には生産者団体が行うが、行政である品質管理院が調査等を行い是正措置を講ずる。
  - ・ 団体に地理的表示権を付与し、排他的使用権 (同一・類似の製品に関する同一・類似の地理的表示の禁止)。ただし、登録対象地域で生産される登録対象品目と同一の農産物等には効力が及ばない。
  - ・ 先行商標と同一、類似の地理的表示は登録を受けられない (先行優先)
- ② 商標法に基づく地理的表示団体標章、地理的表示証明標章の制度
  - ・ 地理的表示を内容とする「地理的表示団体標章」及び「地理的表示証明標章」については、産地等を示すものであっても登録が可能 (一般の商標では、産地を普通を示す商標は登録不可。)
  - ・ 指定商品に対する商標の排他的使用権
  - ・ 地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章の効力は、地理的表示であってその商

## 2 (6)

品の生産者等が使用するものには及ばない

- ・先行する地理的表示と同一・類似の商標は登録を受けられない（先行優先）

### (2) EU との FTA 協定に対する韓国国内法での対応

(1) で説明した EU・韓国 FTA 協定で定められた内容を、韓国国内法でどのように担保したかであるが、協定で特定された EU の地理的表示については、韓国 GI 保護法である農水産物品質管理法による保護という形ではなく、不正競争防止法により保護する形をとっている。すなわち、不正競争防止及び営業秘密に関する法律を 2011 年に改正し、2 国間又は多国間の自由貿易協定によって保護する地理的表示について、地理的表示に係る場所を原産地としない商品（同一又は同一と認識される商品に限る）については、原産地を誤認させる場合だけでなく、①真の原産地表示に加えて地理的表示を使用する行為、②地理的表示を翻訳又は音訳して使用する行為、③「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴って地理的表示を使用する行為、を追加的に禁止した（第 3 条の 2）。韓国の農水産物品質管理法による地理的表示保護の水準は、同一・類似の産品に対する同一・類似の地理的表示の使用の禁止となっており、FTA 協定で定められた内容とは異なるため同法での対応は困難だが、この結果、同法に基づき登録された（韓国国内の）地理的表示と FTA 協定に基づく EU の地理的表示の保護の水準が異なることとなっている。なお、地理的表示の保護開始前から商標を使用していた者には、その商標の継続使用が認められている（不正競争防止及び営業秘密に関する法律第 3 条の 2 第 3 項）。

このように、FTA 協定で保護が決定された地理的表示については、国内的な登録等の手続をとることなく、自動的に保護される仕組みとなっている。このような対応をとったこともあり、少なくとも協定発行当初から保護された地理的表示については、異議申立手続はとられていない(注)。

(注) 大町(2012)では、EU・韓国 FTA 暫定適用後の 2011 年 9 月に、通商協定により保護される GI の異議申立手続に関する規定が制定されたため、これ以降の追加指定には異議申立手続が適用されるが、EU・韓国 FTA に当初から掲載の GI については、制定日前に保護が発生していたことになるため、異議申立手続に付されないと説明されている。

### (3) 米国・韓国 FTA 協定における地理的表示保護の取扱い

米国・韓国 FTA 協定においては、地理的表示保護に関して、TRIPS 協定で定められていない、又は明確でない部分について、一定内容が規定されている。内容として大きいものは、①地理的表示保護の方式、②先行商標がある場合の取扱い、③異議申立手続等である。まず地理的表示保護の方式については、地理的表示は商標として保護できることを明定している（第 18.2 の 2）。また、先行商標がある場合の地理的表示の取扱いについては、先行商標がある場合の地理的表示の保護禁止を規定しており（第 18.2 の 5）、先行優先を明確にしている。これとともに、登録商標の権利者は、地理的表示に関しても排他的権利を有す



ることが明確にされている（第 18.2 の 4）。手続関係では、登録時の利害関係者による異議申立手続及び登録後の取消手続が必要であることを規定しており（第 18.2 の 9）、利害関係者の意見反映の機会を確保することが重視されている。

表 5 米国・韓国 FTA 協定における地理的表示の取扱い

	TRIPS 協定	米国・韓国 FTA 協定	米国商標法	韓国商標法
GI の保護の方式	どのような方式をとるかに ついては、定めていない	地理的表示は、 <u>商標として保護</u> <u>できる</u> ことを明定(第 18.2 の 2)	地名を含む商標 は、証明商標(又は 団体商標)として 保護可能	商標法に地理的表示団体 標章の定義を設け、商標 として保護可能 一方で、独自の GI 保護法 (農水産物品質管理法) あり
先行商標 がある場 合の GI の取扱い	商標の適格 性、有効性又 は商標を利用 する権利は害 されない	先行商標ある場合は、これと混 同を招く GI の保護禁止(= <u>先 行優先</u> )(第 18.2 の 15) 登録商標の権利者は、GI に対 しても、排他的使用权を有する (第 18.2 の 4)	先行優先	先行優先 地理的表示団体標章の効 力は、GI であってその商 品の生産者等が使用する ものには及ばない
異議申立 手続等	特段の規定な し	登録時の利害関係者による <u>異 議申立手続</u> 及び登録後の <u>取消 手続</u> (第 18.2 の 9)	異議申立手続及 び取消手続あり	異議申立手続及び取消手 続あり

#### (4) 二つの FTA 協定に見られる内容の違いと韓国の対応

EU・韓国、米国・韓国の二つの FTA 協定における地理的表示保護の内容を比較すると、大きく次の点に差異が見られる。

まず、第一点として、保護の方式である。どのような保護の方式をとるかについては、TRIPS 協定では定められていないが、EU・韓国 FTA 協定では、互いの独自の地理的表示保護法を一定の要素を満たす地理的表示保護法と認め合っており、独自の保護制度を重視している。一方、米国・韓国 FTA 協定では、地理的表示は商標制度で保護できるとしており、商標制度の枠内での保護を指向している。この両協定の内容に対し、韓国国内法においては、独自の地理的表示保護制度（農水産物品質管理法）と商標法の中での地理的表示保護（地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章）の双方が整備されており、両協定に適合できる形となっている。

第二点として、先行商標との関係である。TRIPS 協定では、商標の適格性、有効性又は

商標を利用する権利は害されないとしているが、先行商標がある場合に地理的表示を保護できるか否かは明確ではない。これに対し、EU・韓国 FTA 協定では、先行商標の継続使用が認められるとの規定であり、先行商標と地理的表示の併存が可能と解される余地のある規定ぶりである。ただし、EU 規則のように先行商標があっても保護される場合があるとは明定していない。一方、米国・韓国 FTA 協定では、先行する商標がある場合、地理的表示は保護できないこと（先行優先）を明確にしている。EU との FTA 協定が併存を認めるとの内容であるならば、両協定の内容は矛盾することとなる。

韓国 GI 法である農水産物品質管理法及び韓国商標法では、先行商標がある場合、地理的表示は登録を受けられない規定であるため先行優先が明確にされており、米国・韓国 FTA 協定に整合的である。一方で、EU・韓国 FTA 協定で保護される地理的表示については、農水産物品質管理法の登録は必要とせず、(2) のとおり不正競争防止法で保護されるため、EU との関係では実質上の問題は生じないことになる。

この先行商標との関係について、大町(2012)は、EU・韓国 FTA は EU 制度のような商標と地理的表示の共存可能性を有する制度を義務づけていないため、同 FTA は、米韓 FTA の先願主義の貫徹を求める規定と矛盾してはいないとした上で、「ここが両 FTA の GI 規定が共通して許容する狭い空間と言え、かかる許容空間の存在が、韓国が米韓と EU・韓国の両 FTA の締約国たりうる所以になっている」としている。

第三点として、異議申立手続等があげられる。EU・韓国 FTA 協定に基づき協定発効当時から保護される地理的表示については、特段の異議申立手続はとられていない。一方、米国・韓国 FTA 協定では、登録時の利害関係者による異議申立手続及び登録後の取消手続を設けることを義務づけている。韓国の農水産物品質管理法及び商標法では、異議申立手続等は当然整備されており、米国・韓国 FTA 協定と整合的であるが、EU・韓国 FTA 協定に基づき(不正競争防止法で)保護される地理的表示と、米国・韓国 FTA 協定の異議申立手続の義務付けとの関係は問題になり得る。これについて大町(2012)は、FTA に基づき GI 保護に合意することは GI の承認を求める通常の国内手続でないという立論が可能であること、米国・韓国 FTA 協定の発効が EU・韓国 FTA の発効より後になったことを理由に挙げて、「狭い道を通ることできたというべきではないか」としている。

以上のように、EU・韓国 FTA 協定及び米国・韓国 FTA 協定における地理的表示保護に関する規定については、内容が相矛盾しかねない内容を含んでいる。韓国は、その狭間の中で、工夫をしつつ、国内法で両協定に対応している。

#### 4. TPP 関係国の状況

##### (1) TPP(環太平洋経済連携協定)及び関連する国における地理的表示保護の概況

我が国は、現在、TPP 参加に向けた交渉に参加していることから、TPP における地理的表示保護の扱いがどのようになっているのかを整理しておきたい。

まず、現行 TPP における GI の扱いについては、別表に掲げられたワイン及び蒸留酒の名称を、TRIPS 協定第 22 条第 1 項にいう地理的表示と認めるとの内容となっている。また、具体的な保護内容については、TRIPS 協定に整合する内容での各国法に委ねることとされている(第 10.5 条第 1 項)。この名称については、加盟国の要請により、追加・削除が決定される(同条第 2 項)。現在、この名称として定められているのは、チリのワイン及び蒸留酒の名称 83 のみである(別表 10. A)。

協定加盟国の地理的表示保護の状況を見ると、チリ及びシンガポールが独自の保護制度を設けており、ニュージーランドは独自の保護制度に関する法律を制定しているが未施行である。一方、ブルネイは独自の保護制度を整備していない。

交渉参加国の状況を見ると、ペルー、マレーシア、ベトナム、メキシコが独自の保護制度を整備している。一方、アメリカ、オーストラリア、カナダ、日本は独自の保護制度を整備していない。

## (2) TPP 加盟国、交渉参加国の地理的表示保護法の内容

TPP 加盟国、交渉参加国のうち、地理的表示保護について、商標以外の独自の保護制度がある国の保護内容を以下に整理しておく。

まず、ペルーについては、アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定により、地理的表示保護が行われている。ここでは、原産地呼称について、「国、地域、地方の名称から構成され、又は国、地域、地方の名称がないがある地理的地域に関連する名称から構成される地理的表示であって、品質、社会的評価又は特性が、自然的及び人的要因を備えた、商品が生産される地理的な環境に専ら又は本質的に帰せられる商品の原産地を特定するため、その名称が使用されるもの」と定義されている。「自然的及び人的要因を備えた地理的な環境」が明示されている点で、リスボン協定(原産地名の保護及び国際登録に関するリスボン協定)における定義や EU 制度の PDO の定義との類似点がある。一方、「社会的評価」が明示されている点で、TRIPS 協定の地理的表示の定義との類似点がある。

保護は、対象となる名称を宣言することによって行われ、名称の使用許可を得ていない者による消費者の誤認を招くおそれのある方法での名称使用が禁止される。禁止される内容には、「gender」「type」「imitation」その他の類似の表現を伴う場合を含む。商標との関係については、善意で登録され、又は登録手続き中の商標と混同を引き起こすおそれのある原産地呼称は保護の対象とならない。

シンガポールについては、地理的表示法により保護が行われている。地理的表示の定義は、基本的に TRIPS 協定と同様となっている。地理的表示の登録制度は設けられておらず、地理的表示の要件を満たす名称は保護が受けられる。保護内容は、基本的に TRIPS 協定で定める内容と同一である。商標との関係は、地理的表示法の施行前又はその地理的表示が原産国・領域で保護される前に、商標登録等された商標を継続的に使用する場合は、地理的表示保護の効果は及ばないこととされている。このような規定ぶりのため、先行商標がある場合に、地理的表示が保護されるかどうかは明確ではない。なお、シンガポールに

については、EU との間で、地理的表示保護の内容の充実を含む FTA 協定に合意しており、今後、地理的表示の登録制度の導入、保護水準の拡充等の制度改正が予想される。

マレーシアについては、地理的表示法により保護が行われている。地理的表示の定義は、基本的に TRIPS 協定と同様となっている。地理的表示の登録は保護の要件ではなく、地理的表示の要件を満たすものは登録なしで保護が認められるが、登録を受けた場合は、その表示が登録要件を満たす地理的表示と推定されることとなっている。保護内容は、基本的に TRIPS 協定で定める内容と同一である。商標との関係は、地理的表示法の施行前又はその地理的表示が原産国で保護される前に登録等された商標については、その商標が地理的表示と同一又は類似であることを理由として、その商標の適格性、有効性、又は当該商標を利用する権利は害されないとされている。このような規定ぶりのため、先行商標がある場合に、地理的表示が保護されうるかどうかは明確ではない。

メキシコについては、産業財産法に、原産地呼称に関する章を設けることにより、保護が行われている。原産地呼称は、「その地理的地域を原産地とする産品を示すために使用される、ある国の地理的地域の名称であって、その産品の品質又は特徴が、自然的及び人的要因を含む地理的環境に本質的に起因する場合のもの」と定義されており、リスボン協定の定義と類似の内容となっている。保護は、対象となる名称を宣言することによって行われ、名称の使用許可を得ていない者による名称の不正使用が禁止される。禁止される内容には、「kind」「type」「style」「imitation」その他の類似の用語を伴う場合を含む。商標との関係については、商標に抵触する原産地呼称は保護できないとの規定はなく、先行商標がある場合に、地理的表示が保護されうるかどうかは明確ではない。

チリについては、産業財産法に、地理的表示及び原産地呼称の章を設けることにより、保護が行われている。地理的表示及び原産地呼称の定義が置かれているが、地理的表示の定義は基本的に TRIPS 協定における定義と同様である。原産地呼称は、「ある商品に関して、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられ、かつ、商品の特性に影響を与える自然的又は人的要因が考慮されている場合において、その商品が、国、その国の地域又は地方を原産地とするものであることを特定する表示」と定義されており、自然的、人的要因を要素とする点でリスボン協定の定義や EU 制度の PDO の定義と類似するが、社会的評価が含まれている点で、これらの定義より範囲が広がっている。保護は登録によって行われ、地理的表示を使用する権利がないのに故意に同種の産品に名称を使用すること等が禁止される。商標との関係については、商標と地理的表示の併存が可能とされた場合は、消費者の誤認混同を避けるため、地理的表示又は商標の使用の条件を定めることとされており、商標と地理的表示が併存することがあり得ることを前提とした規定となっている。

ベトナムについては、知的財産法により、地理的表示の保護が行われている。地理的表示は、「ある商品が、特定の地域、地方、領域又は国を原産地とすることを特定する表示」とされ、保護要件として、商品の社会的評価、品質又は特性が地理的環境に帰せられるこ

とが規定されている。保護は登録によって行われ、特徴・品質を満たさない同種の産品への名称の使用、社会的評価を利用する目的での同種の産品への名称の使用、原産地の誤認を招く同一・類似の表示の使用が禁止される。商標との関係は、保護されている商標と同一・類似の地理的表示で、その地理的表示の使用が商品の独自性について混同を引き起こすおそれのあるものは登録されないこととなっており、商標と地理的表示の併存を認めている EU 制度と同様の規定ぶりとなっている。

以上のような各国の状況を、保護水準及び先行商標との関係を基準に整理したものが、表 6 である(ただし、保護規定からの規定ぶりからだけでは内容が把握しきれない部分があるため、暫定的な整理である。)。現在の TPP 交渉の状況は明らかとなっていないが、保護水準が TRIPS 協定の内容を超える制度や、先行商標との併存を認めている制度が多く、米  
国が「保護水準は TRIPS 協定並、先行商標がある場合は地理的表示の保護禁止」が適当と考えているとすると、妥結内容についてかなりの議論、対立が予想される。

表 6 TPP 加盟国、交渉参加国の地理的表示保護制度の概要

保護水準	TRIPS 協定並 (原産地の誤認を招く表示等の禁止、ぶどう酒・蒸留酒について追加的保護)	TRIPS 協定を超える部分があると考えられる	同左 うち、「type」「imitation」等の明示
先行商標との関係			
先行商標優先が明示されている			ペルー(※1)
不明確	シンガポール(※2) マレーシア(※3)		メキシコ(※4)
先行商標との併存を前提としていると考えられる	チリ(※5)	ベトナム(※6)	シンガポール (EU との FTA 協定に伴う制度改正後の予想) (※7)

(※1)アンデス共同体委員会の知的財産に関する決定。消費者の誤認を招くおそれのある名称使用が禁止され、これには「type」「imitation」等の表現を伴う場合を含む。先行商標と混同を引き起こすおそれのある名称は地理的表示として宣言不可。(※2)地理的表示法 (※3)地理的表示法 (※4)産業財産法。名称の不正使用が禁止され、これには、「kind」「type」「imitation」等の表現を伴う場合を含む。(※5)産業財産法。同種の産品に対する故意の名称使用等が禁止(原産地誤認を招く場合に限定する規定はないが、一応 TRIPS 協定並と整理した)。商標と地理的表示の併存が認められた場合には、誤認混同を避けるため、地理的表示又は商標の使用条件が定められる。(※6)知的財産法。特徴・品質を満たさない同一産品への名称使用、社会的評価を利用する目的での同種の産品への名称使用等が禁止。また、保護されている商標と同一、類似で、商品の同一性に付き消費者の混同を引き起こす名称は地理的表示の登録不可 (EU における取扱

いと同様)。(※7) 先行商標権者の同意がある場合に、併存が認められる。農産物等の GI についても、翻訳の場合、「kind」「type」「imitation」等の表現を伴う場合を含む。

### (3) TPP 加盟国、交渉参加国と EU との FTA 協定における地理的表示保護の内容

(2) では、TPP 加盟国、交渉参加国の地理的表示保護制度の内容を整理したが、以下では、TPP 加盟国、交渉参加国が EU と FTA 協定を結んでいる場合の当該協定で定められた地理的表示保護の内容を整理する。EU・チリ連合協定、EU・コロンビア/ペルーFTA 協定、EU・シンガポール FTA 協定、EU・カナダ FTA 協定における地理的表示保護について、保護水準と先行商標との関係を中心に整理したものが、表7である。これを見ると、EU は、EU として保護の対象としたい地理的表示を協定の中で特定し、保護水準としてはワイン以外についても「type」「imitation」等の表現を伴う場合も含む TRIPS 協定の追加的保護の水準を追求していることがわかる。また、商標との関係では、EU・コロンビア/ペルーFTA 協定では EU 制度と同様の規定ぶりで商標と地理的表示の併存が可能な規定としており、EU・シンガポール FTA 協定では、商標権者の同意を必要とするものの商標と地理的表示の併存が可能な規定としている。このように、EU との FTA 協定の中で、TRIPS 協定の内容を超える保護水準や、先行商標との併存を認める内容が定められていることから、この点からも、TPP 交渉では、妥結内容についてかなりの議論、対立が予想される。

表7 TPP 加盟国、交渉参加国と EU との FTA 協定（地理的表示保護関係）

	対象	保護水準	先行商標との関係	備考
EU・チリ連合協定 (2003年発効)	ぶどう酒、蒸留酒、芳香ワイン 表によりリスト化	TRIPS 協定第 23 条の追加的保護の内容	一定の商標については、国内の使用は 12 年以内に、輸出の際の使用は 5 年以内に効力を失わせるリストで特定された地理的表示には、商標の効力は及ばない	登録商標の一部を失効させる内容を含む(TRIPS 協定を超える可能性のある内容と思われる)
EU・コロンビア/ペルー FTA 協定 (2012 署名)	農産物・食品、ぶどう酒・蒸留酒・芳香ワイン 表によりリスト化	①登録名称の商業的利用、②〈農産物、食品〉消費者の混同を招く正当化されない利用(「style」「type」「imitation」等を伴う場合を含む。悪用、模倣、想起を含む。) 〈ぶどう酒・蒸留酒〉悪用、模倣、想起(真正な原産地が示される場合、翻訳・音訳された場合、「style」「type」「imitation」等を伴う場合を含む。) 等	評判のある、又はよく知られた商標に照らして、その商品の真の独自性に誤認を生ずるおそれのあるときは、その地理的表示を保護する義務を負わない	保護内容は、EU の保護内容にかなり近い(想起等まで規定) 先行商標との関係は、EU 規則とほぼ同様の規定ぶり

EU・シンガポール FTA 協定(2013 署名)	農産物・食品、ぶどう酒・蒸留酒表によりリスト化	TRIPS におけるぶどう酒等の GI の保護内容を農産物・食品に拡張（真正な原産地が表示される場合、翻訳された場合、「style」「type」「imitation」等を伴う場合を保護内容に含む。） (シンガポールは特別の GI の登録制度を創設)	先行商標の権利者の同意を前提に、先行商標と GI が併存	追加的保護の農産物・食品への拡張 先行商標との関係は、商標権者の同意を前提として登録を認める
EU・カナダ FTA 協定 (CETA)(2013 合意)	農産物・食品表によりリスト化	原語表記である「Parmigiano Regianno」「Schwarzwaelde Schinken」等は保護するが、翻訳である「Parmesan cheese」「Black Forest ham」等は一般名称として保護の対象としない。	パルマハム等について、先行商標がある場合であっても、GI としての保護を認める（一方、Budejovicke には保護を認めず）	翻訳や先行商標との関係について、個別事情に応じた妥協が図られている。

なお、EU・カナダ FTA 協定については、実質合意に至ったとの報道はされているが、まだ、詳細な内容は明らかとなっていない。しかしながら、合意したとされる内容に興味深い点が多いため、(4) で詳説する。

#### (4) EU・カナダ FTA 協定における既存名称への配慮等の妥協

EU・カナダ FTA 協定において、地理的表示保護について合意したとされる内容で興味深い点は、既存名所への配慮等、個別の地理的表示ごとの具体的な状況を踏まえた妥協がされている点である(情報は、インサイド US トレード及び *agra europe* による)。

まず第一点として、地理的表示の保護を認めるが、既に使用されている名称については継続的な利用を可能にした名称がある。対象となるのは、Feta、Gorgonzola、Agiago、Fontina、Muenster である。これらの名称については、EU の地理的表示として保護を認めるものの、既にカナダで使用されている名称は継続的な使用が可能となる。ただし、その際原産地を明示する必要があり、また本来の原産地の国旗を示すなど本来の原産地を想起させるような表示は禁止される。一方、これまでその名称を使用していない新たな商品については、原産地を明示した上で「feta-style」「feta-like」等の表現をとることが必要である。

これを EU 規則と比較すると、先使用名称の継続的使用は、EU 規則でも認められているが、その期間は最長でも 15 年以内(原則 5 年以内)となっている。また、保護の対象とされた地理的表示に関しては、原産地を明示したり、「style」「like」等の表現を伴う場合もその使用が禁止される。このような点で、feta 等一般名称ではないかとの議論がある名称を地理的表示として保護するに当たって、保護水準等で一定の妥協がされたものと考えられる。

第二点として、地理的表示として保護を認めるが、翻訳語については一般名称として保護を認めないこととした名称がある。対象となるのは、Parmigiano Reggiano(Parmezan)、Schwarzwaelde Schinken(Black Forest Ham)、Tiroler speck(Tiroler bacon)、Bayerisches Bier(Bavarian beer)、Munchener Bier(Munich beer)、Queijo S.Jorge(St George cheese)、Citricos Valencianos(Valencia orange)、Comte(French country cheese)である(カッコ内は、一般名称として表示が認められる名称)。EU 規則(及び TRIPS 協定の追加的保護)では、翻訳語も保護対象とされており、ここでも一定の妥協がされたことがわかる。

第三点として、先行する商標がある場合の取扱いである。従来、パルマハム等の表示については、カナダでの先行商標の存在を理由に、イタリア生産者がパルマハムの表示をすることができなかったが、先行商標がある場合も地理的表示としての登録を認めた名称がある(商標と地理的表示の併存)。対象となるのは、Prosciutto di Parma、Prosciutto di San Daniele、Prosciutto Toscano、Szegedi szalami、Foie Gras du Perigord である。一方、Budejovicke については、商標である Budweiser の存在を理由に保護が認められなかった。ここでも、商標と地理的表示の併存という EU の要請に応えつつ、個別事情に応じた妥協がされていると考えることができる。

以上のように、新大陸の国であり地理的表示についてアメリカと立場が近いと考えられるカナダは、EU の要請を踏まえ、個別具体的な品目の状況に応じた妥協を行って、FTA 協定に合意したものと思われる。

#### (5) TPP 加盟国、交渉参加国と米国との FTA 協定における地理的表示保護の内容

次に、TPP 加盟国、交渉参加国と米国との FTA 協定における地理的表示保護の内容を整理しておく。アメリカが FTA 協定を結んでいる TPP 加盟国、交渉参加国は、チリ(2004 年発効)、シンガポール(2004 年発効)、オーストラリア(2005 年発効)、ペルー(2009 年発効)となっている(このほか、カナダ、メキシコとの 1994 年発効の NAFTA がある)。

以上の 4 ヶ国との FTA 協定においては、地理的表示に保護に関しては、共通して、①地理的表示は商標で保護できること、②商標の排他的権利は地理的表示に及ぶことが定められている。これに加え、オーストラリア及びペルーとの FTA 協定では、③地理的表示登録の際の申立手続、登録後の取消手続を整備すること、④先行商標と混同のおそれのある地理的表示の登録拒絶(先行優先)が定められている。内容的には、米国・韓国 FTA 協定における、地理的表示保護に関する規定と同内容となっており、異議申立手続の整備や商標との間での先行優先の規定はあるが、地理的表示の保護水準を制限するような内容はない。

## 5. おわりに

地理的表示の保護のルールについては、EU 等と米国等との間の対立が厳しい分野である。両者は WTO の交渉の場でも対立しているが、FTA 協定等の 2 国間、多国間の協定においても、それぞれ自らの立場・利益が反映されるよう対応している。その内容は、TRIPS 協



定が定めていない部分を明確化したり(保護の方式)、明確でない部分を明確化したり(先行商標との関係)、保護水準の上乗せを行ったり(追加的保護の拡張)といった内容となっている。

このような中で、韓国は、EU、米国双方と FTA 協定を結び、工夫をしつつ、その内容を国内法で担保している。また、実質合意が報じられた EU・カナダ FTA 協定では、地理的表示保護について、様々な具体的事情に応じた妥協が行われている。

我が国の農林水産業、農山漁村の所得を向上させていくためには、EU の実績に見るとおり、差別化による価格上昇が期待される地理的表示の保護を充実させることが、重要な課題と考えられる。このため、我が国における地理的表示保護制度を検討するに当たって、農林水産業振興等のためどのような制度が望ましいかを考えることがまず重要であるが、一方、EU との EPA 交渉、TPP 交渉等が進む中で、様々な国から理解を得られる制度としていくことも重要である。この際、韓国やカナダの対応は一つの参考になると考えられ、各国の重視する点、実利等を踏まえて対応していくこと、具体的には、保護範囲を明確にしつつ、関心事目の対応(先使用、一般名称の扱い等)を検討していくことで、双方から一定の納得が得られる制度を追求できるのではないかと考えられる。

参考文献等

- 内藤恵久(2013)「地理的表示の保護について」『農林水産政策研究』第20号
- 大町真義(2012)「FTA/EPAへの多数国間知財問題の波及とその含意」『AIPPI』Vol57No10
- アンデス共同体 HP(online) “DECISION 486 Common Intellectual Property Regime (Non official translation)” ,  
<http://www.comunidadandina.org/ingles/normativa/D486e.htm>
- WIPO Lex(online) “Legislative Decree No. 1075 of June 27, 2008. Resolution approving the Complementary Provisions to Decision 486 of the Andean Community Commission establishing the Common Regime on Industrial Property” ,  
<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=6541> (ペルー関係)
- シンガポール知財庁 (online) “Geographical Indications Consultation Paper” ,  
<http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Geographical%20Indications%20Consultation%20Paper.pdf>
- WIPO Lex (online) “Geographical Indications Act (Chapter 117B)” ,  
<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=3695>(シンガポール関係)
- メキシコ産業財産庁 HP(online) “Industrial Property Law” ,  
[http://www.impi.gob.mx/wb/impi\\_en/industrial\\_property\\_law](http://www.impi.gob.mx/wb/impi_en/industrial_property_law)
- WIPO Lex(online) “ Law No. 19.039 on Industrial Property (Consolidated Law approved by Decree-Law No. 3)” ,  
<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=5324>(チリ関係)
- WIPO Lex(online) “Law No. 50/2005/QH11 on Intellectual Property” ,  
<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=12011>(ベトナム関係)
- European Commission(online) “International trade and protection of geographical indication” ,  
[http://ec.europa.eu/agriculture/gi-international/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/agriculture/gi-international/index_en.htm)
- USTR(online) “Free Trade Agreement” ,  
<http://www.ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements>